

下記HP（IBECs：住宅・建築SDGs推進センター）から、  
第四面の情報を集約できる参考様式がダウンロードできます。

URL：<https://www.ibec.or.jp/index.html>

1

財団名変更等のお知らせ

国民生活の安定と健全な発展に貢献します

① 『規制・誘導措置』を選択

2

建築物の規制措置の概要

② 『住宅の規制措置の概要』を選択

建築物省エネ法の概要

建築物省エネ法の概要

住宅の省エネルギー基準

計算支援プログラム

法・令・規則・告示

マニュアル、パンフレット等

規制・誘導措置

建築物の規制措置の概要

住宅の規制措置の概要

誘導措置の概要

低炭素建築物認定制度

FAQ

- 適合義務（適合性判定）  
特定建築物<sup>※1</sup>を行う建築主は、当該特定建築物をエネルギー消費性能基準に適合させる義務が課されます。
- 届出  
適合義務対象に該当するものを除く床面積<sup>※2</sup>が300㎡以上の建築物の新築、増改築を行う建築主は、エネルギー消費性能基準に対する適合状況を届出する義務が課されます。
- 住宅トッパーナー制度  
住宅事業建築主（住宅の建築を業として行う建築主）は、新築する一戸建て住宅に対して、住宅トッパーナー基準に適合するよう努力義務が課されます。

※1. 特定建築物（非住宅部分の床面積<sup>※2</sup>が2,000㎡以上）の新築

3

建築物省エネ法に基づき省エネルギー措置の届出において、適用される基準は「建築物省エネ法」の附則第11条に示す「省エネ法」に基づき、定められています。

【届出書様式】  
届出書の様式は、国土交通省「建築物省エネ法」に掲載されている「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年4月1日施行）」の様式第二十二が該当します。「建築物省エネ法」のページから、原簿様式（一式）がダウンロードできます。

建築物省エネ法のページ

【参考様式】  
① 『第四面別紙』  
※この参考様式は届出書（省令 様式第二十二）の第四面の記入において、共同住宅、共同住宅を含む複合建築物の建物全体の集計の際に利用することができます。

③ 『第四面別紙』を選択し、ダウンロード

IBEC 建築省エネ機構  
Institute for Building Environment and Energy Conservation





